

いわての学び希望基金

給付金・奨学金

Q & A

平成30年4月

岩手県

岩手県教育委員会

○ はじめに

県は、東日本大震災津波で親が亡くなった又は行方不明になった子どもたちを対象に「いわての学び希望基金」を活用して「給付金給付事業」と「奨学金給付事業」を行います。

これらの事業は、「いわての学び希望基金未就学児童給付金給付要綱」及び「いわての学び希望基金奨学金給付要綱」に基づき、未就学の乳幼児に給付金を、小学生以上の児童・生徒等には奨学金を給付するものです。

この冊子は、両事業の実施に際し、御質問が多いと考えられるものについて、Q&A形式でまとめたものです。

それぞれの給付事業の給付要綱やこの冊子をお読みいただき、御不明なことがありましたら、担当部局に遠慮なくお問い合わせください。

○ この冊子の構成について

この冊子は、基金や給付金・奨学金の概要についてまとめた「**1 総論**」、給付の対象となるかならないかをいくつかの事例を通してまとめた「**2 対象者などの内容に関すること**」、申請手続きや給付についてまとめた「**3 申請、給付などの手続きに関すること**」ごとに、Q&Aを記載しています。

それぞれの設問（Q）には、【共通】、【保福】、【教委】を付しています。

【共通】は、「給付金給付事業」、「奨学金給付事業」に共通するもの

【保福】は、未就学の乳幼児を対象とした「給付金給付事業」（担当：岩手県保健福祉部）に関するもの

【教委】は、小学生以上の児童・生徒等を対象とした「奨学金給付事業」（担当：岩手県教育委員会）に関するもの

を表しています。

問い合わせ先

○ 未就学の乳幼児を対象とした「給付金給付事業」に関するもの

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

電話 019-629-5461（直通） FAX 019-629-5464

Eメール AD0007@pref.iwate.jp

○ 小学生以上の児童・生徒を対象とした「奨学金給付事業」に関するもの

岩手県教育委員会事務局教育企画室

電話019-629-6108（直通） FAX 019-629-6119

Eメール DB0001@pref.iwate.jp

目 次

1 総 論

- Q 1 【共通】 「いわての学び希望基金」って何ですか？ 1
- Q 2 【共通】 対象者は、どういう人ですか？ 2
- Q 3 【共通】 給付金・奨学金とはどういうものですか？ 3

2 対象者などの内容に関すること

- Q 4 【保福】 給付金は、赤ちゃんでも受けられますか？ 4
- Q 5 【教委】 親を亡くした子どもであること以外の要件はありますか？ . 5
- Q 6 【教委】 「教育長が別に定める学校」とは具体的にどんな学校ですか？予備校も該当しますか？ 6
- Q 7 【教委】 震災発生当時、県外の高校、大学等に通うため親と別居し、県外に住所を移していましたが、奨学金の対象になりますか？ . . . 7
- Q 8 【教委】 給付される金額はいくらですか？ 8
- Q 9 【教委】 高校生や大学生で、留年してもその学校を卒業するまで奨学金が給付されますか？ 9
- Q 10 【教委】 高校を中退しても一時金は給付されますか？ 10
- Q 11 【教委】 学校を休学していますが、休学中にも奨学金は給付されますか？ 11
- Q 12 【教委】 定期金が停止されていた期間がありますが、停止期間分については、後日給付されるのですか？ 12
- Q 13 【教委】 働きながら夜間（高校の定時制や大学の夜間学部）に学校に通っていますが、奨学金は給付されますか？ 13
- Q 14 【教委】 高校を卒業し、一度就職した後、退職して大学に入学することになりましたが奨学金は給付されますか？ 14
- Q 15 【教委】 高校を卒業し、1年間浪人して予備校に通ってから大学に入学した場合も、奨学金は卒業まで給付されますか？ 15
- Q 16 【教委】 一身上の都合で高等専門学校を4年生の途中で退学することになりましたが、高校卒業の一時金は給付されますか？ 16
- Q 17 【教委】 奨学金の給付を受けて4年制の大学を卒業し、改めて専門学校に入学しましたが、奨学金は給付されますか？ 17
- Q 18 【教委】 大学の医学部等に入学することになりましたが、奨学金は卒業するまで給付されますか？ 18
- Q 19 【共通】 現在、他の団体の給付金・奨学金を受けていますが、この奨学金の給付を受けることができますか？ 19

3 申請、給付などの手続きに関すること

- Q20【共通】 申請にはどんな書類が必要ですか？・・・・・・・・・・20
- Q21【共通】 兄弟姉妹の場合は、それぞれが申請できますか？また、それぞれが申請できる場合の申請書及び添付書類は、1通で済みますか？・・・・・・・・・・24
- Q22【共通】 来年度から小学生ですが、給付金の申込みとは別に奨学金の申込みが必要ですか？・・・・・・・・・・25
- Q23【共通】 給付金や奨学金の受取り方法はどんな種類がありますか？・26
- Q24【共通】 給付金や奨学金の受取り口座は、誰の名義でもいいですか？・・・・・・・・・・27
- Q25【共通】 奨学金の受取りに使う金融機関は、どこでの金融機関でも可能ですか？・・・・・・・・・・28
- Q26【教委】 申請して給付が決定した後、何か手続きが必要ですか？また、年度が変わった場合の手続きはありますか？・・・・・・・・・・29
- Q27【教委】 自宅通学者と自宅外通学者について教えてください。・・31

4 その他

- 参考資料1【共通】 申請の手続き等のまとめ・・・・・・・・・・32
- 参考資料2【教委】 学校の区分・・・・・・・・・・33

Q 1 【共通】 「いわての学び希望基金」って何ですか？

A

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「震災津波」といいます。）により、多数の子どもたちが親を失いました。

県では、こうした子どもたちが元気に生活し、自らの希望に沿った学校に進み、社会人として独り立ちするまで、社会全体で支えていく必要があると考えています。また、震災津波発生直後から国内外を問わず、企業や個人など様々な方から温かい御支援や、「津波・地震で被災した子ども達のためふるさと納税をしたい」とのお申し出などが多くの方から寄せられています。

このため、県は、震災津波により著しい被害を受けた乳幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実等のための事業に要する経費の財源に充てるため、県議会6月臨時会でいわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置し、国内外からの善意の寄附を募っています。

県では、この基金を活用し、次の事業を行います。

1 いわての学び希望基金未就学児童給付事業（担当部局：保健福祉部 子ども子育て支援課 019-629-5461）

事業の内容は、震災津波で親を失った就学前の乳幼児への給付金を給付するものです。以下「給付金」といいます。

2 いわての学び希望基金奨学金給付事業（担当部局：教育委員会事務局 教育企画室 019-629-6108）

事業の内容は、震災津波で親を失った小学生から大学院生等までの児童生徒及び学生へ返還不要の給付型奨学金を給付するものです。以下「奨学金」といいます。

Q 2 【共通】 対象者は、どういう人ですか？

A

対象者は、震災津波による理由により親を亡くした又は親が行方不明である子どもたちです。

父と母の両方を亡くした子どもはもちろん、父又は母のいずれかを亡くした子どもも対象になります。

また、養子縁組している場合は、父母を亡くした子どもたちと同様に、養父母を亡くした子どもも対象になります。

行方不明とは、震災津波が原因で捜索願を警察署に提出された場合、行方不明の状態にあることを第三者により確認できる状態である場合をいいます。

【関連項目】

「Q20 【共通】 申請にはどんな書類が必要ですか？」（20ページ）

Q 3 【共通】 給付金・奨学金とはどういうものですか？

A

給付金の給付は、保健福祉部（子ども子育て支援課）で行う事業です。震災津波で親を失った就学前の乳幼児に対して給付金を給付するもので、月額2万円が給付されます。（給付時期については、教育委員会で
行う事業の定期金と同じ時期になります。）

奨学金の給付は、教育委員会（教育企画室）で行う事業です。

震災津波で親を失った学校に在籍する児童、生徒等に対して返還不要の奨学金を給付するもので、在籍する学校の区分により月額で計算して給付する「定期金」と、小学校への入学の事実及び学校の区分による卒業等の事実に基づき給付する「一時金」の2種類があります。

給付金額及び給付時期については、「Q 8 【教委】 給付される金額はいくらですか？」（8ページ）を参照してください。

Q 4 【保福】 給付金は、赤ちゃんでも受けられますか？

A

給付します。

給付金は、0歳から小学校入学前までを給付対象としています。

また、震災津波発生時に胎児であった子どもも給付の対象となり、誕生の翌月分（誕生の日が月の初日の場合は、その月分）から支給されます。

Q5【教委】 親を亡くした子どもであること以外の要件はありますか？

A

あります。

学校に在籍していることと、満29歳以下であることが要件となります。

「いわての学び希望基金奨学金」は、子ども達の「学び」を支援することを目的としているので、学校に在籍し、修学していることが必須条件になります。

Q 6 【教委】 「教育長が別に定める学校」とは具体的にどんな学校ですか？予備校も該当しますか？

A

「教育長が別に定める学校」とは、岩手県知事により設置の認可がされた専修学校と各種学校の中から教育長が高等学校や大学などと同等の教育がなされているものとして認め、別に定める学校を言います。

例えば、予備校は、学校教育法に規定された専修学校に該当するかどうかで、給付金の対象となる学校に該当する場合と該当しない場合があります。

これら以外の学校について、対象となるかどうかの個別の事例については、県教育委員会へお問い合わせください。

【関連項目】

「参考資料 2 【教委】 学校の区分」 (32ページ)

Q 7 【教委】 震災発生当時、県外の高校、大学等に通うため親と別居し、県外に住所を移していましたが、奨学金の対象になりますか？

A

基本的には、給付します。

奨学金は、「生計を一にし、かつ、震災津波当時岩手県内に住所を有した親が死亡」したことを要件としていますので、大学に通う子どもが、学費や生活費など、あらゆる面で親から独立している状況でない限りは、奨学金の対象になります。

詳しくは、担当部局にお問い合わせください。

Q8【教委】 給付される金額はいくらですか？

A

給付する奨学金は、1か月を単位として計算し、1年分を3回に分けて給付する「定期金」と、入学・卒業という事実に着目して一時に給付する「一時金」の2種類があります。

それぞれの給付される金額、時期は、次の表のとおりです。

(1) 定期金

学校区分	1か月当たり計算金額		給付対象期間	給付時期
小学校（相当する学校を含む）	30,000円		4月～7月	7月20日
中学校（相当する学校を含む）	40,000円		8月～11月	11月20日
高等学校（相当する学校を含む。）	50,000円		12月～3月	3月20日
大学、大学院（相当する学校を含む。）	自宅	60,000円		
	自宅外	100,000円		

(2) 一時金

学校区分	一時に給付される金額		対象時期	給付時期
小学校（相当する学校を含む）	60,000円		入学	7月20日
	150,000円			
中学校（相当する学校を含む。）	250,000円		卒業 (修了)	3月末日
高等学校（相当する学校を含む。）	自宅	300,000円		6月末日
	自宅外	600,000円		

※ 1人の子どもにつき、それぞれの学校の区分について1回限りの給付になります。

Q 9 【教委】 高校生や大学生で、留年してもその学校を卒業するまで奨学金が給付されますか？

A

奨学金が給付される期間は、原則として、在籍する学校の修業年限が基準となります。

したがって、高校や大学で留年した場合、入学してから3年間（大学では4年間）は給付されますが、それを超える期間については給付しません。

このような取扱いをするのは、3年間で卒業する子どもがいるところ、一方では4年間で卒業した場合のすべての期間で奨学金を給付するのは、不公平な取扱いとなってしまうからです。

修業年限：学校の教育課程において定められる標準的な教育の期間を言います。小学校であれば6年、中学校であれば3年、高等学校（全日制）であれば3年、大学（医学を履修する課程等を除く。）であれば4年といった入学から卒業までの標準的な期間です。

【関連項目】

「Q11【教委】 学校を休学していますが、休学中にも奨学金は給付されますか？」（11ページ）

Q10【教委】 高校を中退しても一時金は給付されますか？

A

卒業に係る一時金は、「卒業」という事実に着目して給付するものであるため、中退した場合は、一時金を給付しません。

また、中退した場合は、定期金の給付の対象からも外れることとなりますので、速やかに「いわての学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）」を提出してください。

なお、年度途中で中退した場合、既に定期金が給付されているときは別途教育長が通知する期限までに返還していただくこととなりますので、御留意をお願いします。

Q11【教委】 学校を休学していますが、休学中にも奨学金は給付されますか？

A

休学中は、奨学金の給付対象とはなりません。

休学は、病気などの理由により学校の許可を得て学校を休むことであるため、この期間は修学していたものとは認められません。

休学した場合は定期金の給付を停止することになりますが、復学した場合は修業年限の範囲内で再開することになりますので、いずれの場合も「いわての学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）」を提出してください。

休学の時期によっては、給付済みの定期金を別途教育長が通知する期限までに返還していただくこととなりますので、御留意をお願いします。

また、9月30日現在の在籍状況について、申請書（報告書）に記載のあった学校に対して、在籍状況の調査をさせていただきますので、御承知ください。

【関連項目】

「Q9【教委】 高校生や大学生で、留年してもその学校を卒業するまで奨学金が給付されますか？」（9ページ）

「Q12【教委】 定期金が停止されていた期間がありますが、停止期間分については、後日給付されるのですか？」（12ページ）

Q12【教委】 定期金が停止されていた期間がありますが、停止期間分については、後日給付されるのですか？

A

給付します。

定期金は、停止の理由が止んだ場合には、在籍する学校の修業年限の範囲内で定期金の給付が再開されます。

休学により、留年した場合は、休学により定期金の給付を停止していた期間分を給付することになります。

具体的には、高等学校の3年生の時の6月から翌年1月まで休学し、結果として留年することになった場合として例示すると、当該期間は給付していないことになることから、翌年度の定期金の給付時期の例に準じて、給付することになります。ただし、適正に事実の報告がなされ、返還の指示が出た際には適正に返還している場合に限りです。

通常の対象期間	未給付に係る対応期間	給付時期
4月から7月まで	6月から9月まで	7月20日まで
8月から11月まで	10月から翌年1月まで	11月20日まで
12月から翌年3月まで	対応する期間なし	3月20日まで

↑この部分が、休学をせずに留年した場合の取扱いと異なることとなります。

(留年については、「Q9【教委】 高校生や大学生で、留年してもその学校を卒業するまで奨学金が給付されますか？」(9ページ)を参照してください。)

定期金の再開を希望する場合は、「いわての学び希望基金奨学金異動報告書(様式第5号)」に、停止していた事由が消滅したことを証する書類(例えば、停止していた理由が、休学である場合は復学したことを証する書類)を添付して提出していただくことになります。

Q13【教委】 働きながら夜間（高校の定時制や大学の夜間学部）に学校に通っていますが、奨学金は給付されますか？

A
給付します。

【関連項目】

「Q5【教委】 親を亡くした子どもであること以外の要件はありますか？」（5ページ）

「Q6【教委】 「教育長が別に定める学校」とは具体的にどんな学校ですか？予備校も該当しますか？」（6ページ）

Q14【教委】 高校を卒業し、一度就職した後、退職して大学に入学することになりましたが奨学金は給付されますか？

A

給付します。

高校卒業後、大学や短大、専門学校に進学していない場合は、修業年限の範囲内で給付されます。ただし、「満29歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者」であることを給付対象者の条件の一つとしていることから、年齢制限に御留意ください。

Q15【教委】 高校を卒業し、1年間浪人して予備校に通ってから大学に入学した場合も、奨学金は卒業まで給付されますか？

A

通っていた予備校の種類により異なります。

予備校が学校教育法で定める専修学校であって教育長が別に定めるものに該当する場合は、予備校に通っている期間についても、奨学金の給付対象となります。

ただし、大学に在籍する期間中奨学金が給付される期間は、最大で、予備校に通って奨学金の給付を受けていた期間を除いた期間となります。

質問の例では、次のとおりに分けられます。

(1) 予備校が奨学金の給付対象となる専修学校又は各種学校である場合

予備校に在籍していた1年間は、奨学金の給付の対象となる一方、大学に在籍する4年間のうち最初の3年間は給付対象期間となり、大学4年生の時は奨学金が給付されません。

(2) 予備校が奨学金の給付対象となる専修学校又は各種学校でない場合

予備校に在籍している期間は、奨学金の給付の対象となりません。そのため、大学に在籍する4年間は奨学金の給付対象期間になります。

また、修業年限の定めのない学校（修業年限を定めず、一定の単位を取得することを卒業又は修了の要件としている単位制の学校など）については、教育長が別に定める期間となりますが、その期間は、一律4年間としています。

この「4年間」とする理由は、岩手県内における定時制の高等学校、全国における医学部等を除いた一般的な大学などの修業年限が4年とされていることから、これらに在籍する者に対する給付期間とのバランスを保つために設定しているものです。

Q16【教委】 一身上の都合で高等専門学校を4年生の途中で退学することになりましたが、高校卒業の一時金は給付されますか？

A

卒業に係る一時金は、「卒業」という事実に着目して給付するものであるため、中退した場合は、一時金を給付しません。

また、中退した場合は、定期金の給付の対象からも外れることとなりますので、速やかに「いわての学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）」を提出してください。

【関連項目】

「Q10【教委】 高校を中退しても一時金は給付されますか？」（10ページ）

Q17【教委】 奨学金の給付を受けて4年制の大学を卒業し、改めて専門学校に入学しましたが、奨学金は給付されますか？

A

給付しません。

大学と専門学校（専門課程を置く専修学校）は共に高等学校を卒業した者等を対象とした教育がなされる学校ですので、既に大学に在籍した期間の4年間は奨学金の給付を受けていることから、大学を卒業した後に入學した専門学校に在籍する期間は、奨学金の給付を受けることができません。

このような取扱いをするのは、奨学金の原資となる寄附金には限りがあることから「小学校等」、「中学校等」、「高等学校等」、「大学等」、「大学院等」という5つのステージで区分し、可能な限り震災津波による理由で親を亡くした子ども達を広く支援したいという考えに基づくものです。

Q18【教委】 大学の医学部等に入学することになりましたが、奨学金は卒業するまで給付されますか？

A

給付します。

学校教育法では、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、修業年限が6年とされています。

そのため、これらの課程に入学した場合は、標準の修業年限が6年間となりますので、6年間給付されることとなります。

Q19【共通】 現在、他の団体の給付金・奨学金を受けていますが、この奨学金の給付を受けることができますか？

A

基本的には、給付します。

ただし、「他の都道府県」からこの給付金・奨学金と同様の返還不要の給付型の給付金・奨学金の給付を受けている場合は、給付を受けることができません。

他の都道府県から、返還不要の給付型の給付金・奨学金を受けている場合又は給付を受けることとなる場合は、速やかに、未就学児にあっては「いわての学び希望基金未就学児童給付金異動報告書（様式第5号）」を、児童生徒等にあっては「いわての学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）」を提出してください。

Q20【共通】 申請にはどんな書類が必要ですか？

A

- 1 未就学児童を対象とする給付金については、次のとおりです。
振込口座は、給付金の給付対象者（子ども）名義の口座にしてください。

(1) 初めて申請する場合

- いわたの学び希望基金未就学児童給付金給付申請書（様式第1号）
- 1 預貯金口座の口座番号や口座名義人の読み仮名がわかる書類（預貯金通帳の1ページ目）
- 2 親が震災津波により亡くなったこと又は行方不明であることを証する書類
- 3 亡くなった又は行方不明である者が親であることを証する書類
- 4 給付金の給付対象者と法定代理人との関係を証する書類
- 5 給付金の給付対象者と保護者との関係を証する書類
- ※ 2から5までについては、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで証明してください。
- 6 現在の住所を証する書類
- ※ 住民票謄本、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで証明してください。
- 7 その他知事が必要と認める書類
- ※ 添付された書類で、上記2から6までの内容について確認できない場合は、別途知事から証明書類の提出を求めることがあります。

(2) 継続して給付を受けようとする場合

- いわたの学び希望基金未就学児童給付金現況報告書（様式第2号）
- 1 預貯金口座の口座番号や口座名義人の読み仮名がわかる書類（預貯金通帳の1ページ目）
- 2 その他知事が必要と認める書類
- ※ 添付された書類で、上記1の内容について確認できない場合は、別途知事から証明書類の提出を求めることがあります。

- ※ 行方不明であることが戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等で証明できない場合は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

2 小学校以上の児童等を対象とする奨学金については、次の表のとおりです。

振込口座は、必ず申請者（子ども）名義の口座にしてください。

(1) 定期金と一時金を通じて初めて申請する場合

必須書類	追加書類
○ いわたの学び希望基金奨学金給付申請書（様式第1号） ○ 預貯金口座の口座番号や口座名義人の読み仮名がわかる書類（預貯金通帳の1ページ目）	[申請書の表面に学校長の証明がある場合] なし
	[申請書の表面に学校長の証明がない場合] 次の事項を証する書類 ア 親が震災津波により亡くなったこと又は行方不明であること イ 亡くなった又は行方不明である者が親であること ウ 現在の保護者との関係 ※ アからウまでについては、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで証明してください。 エ 現在の住所 ※ 住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで証明してください。 オ その他教育長が必要と認める書類 ※ 添付された書類で、上記アからエまでの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求められることがあります。 【定期金の場合】 ア 学校に在籍すること ※ 在籍する学校から在籍証明書を発行してもらってください。 【入学に係る一時金の場合】 ア 小学校に入学したこと ※ 入学した小学校から在籍証明書などを発行してもらってください。 【卒業に係る一時金の場合】 ア 卒業した（卒業見込みである）こと ※ 卒業した又は卒業する学校から、その旨の証明書を発行してもらってください。

(2) 定期金の継続給付を希望する場合（小学校～高等学校）

必須書類	追加書類
<p>○ いわたの学び希望基金奨学金現況報告書（様式第2号）</p> <p>※現在届け出ている内容に異動がある場合は、いわたの学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）も併せて提出してください。</p>	[申請書の表面に学校長の証明がある場合] なし
	[申請書の表面に学校長の証明がない場合] ア 学校に在籍することを証する書類 ※ 在籍する学校から在籍証明書を発行してもらってください。休学中である場合は、その旨の証明書を発行してもらってください。
	イ その他教育長が必要と認める書類 ※ 添付された書類で、アの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

(3) 定期金の継続給付を希望する場合（大学、専門学校等）

必須書類	追加書類
<p>○ いわたの学び希望基金奨学金現況報告書（様式第2号）</p> <p>※現在届け出ている内容に異動がある場合は、いわたの学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）も併せて提出してください。</p>	[全員] ア 自宅に居住している者 なし イ 自宅外に居住している者 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写しなどにより、自宅外に居住していることを証する書類
	[申請書の表面に学校長の証明がある場合] なし
	[申請書の表面に学校長の証明がない場合] ア 学校に在籍することを証する書類 ※ 在籍する学校から在籍証明書を発行してもらってください。休学中である場合は、その旨の証明書を発行してもらってください。 イ その他教育長が必要と認める書類 ※ 添付された書類で、アの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

(4) 定期金の給付を受けており、一時金の給付を希望する場合

必須書類	追加書類
<p>○ いわたの学び希望基金奨学金給付申請書（様式第1号）</p>	<p>[申請書の表面に学校長の証明がある場合] なし</p>
	<p>[申請書の表面に学校長の証明がない場合] ア 卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類 ※ 卒業した又は卒業する学校から、その旨の証明書を発行してもらってください。 イ その他教育長が必要と認める書類 ※ 添付された書類で、アの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。</p>
	<p>[高等学校卒業時のみ添付] ア 卒業後に自宅に居住している者 なし イ 卒業後に自宅外に居住している者 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写しなどにより、自宅外に居住していることを証する書類</p>

※ 行方不明であることが戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等で証明できない場合は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

Q21【共通】 兄弟姉妹の場合は、それぞれが申請できますか？また、それぞれが申請できる場合の申請書及び添付書類は、1通で済みますか？

A

兄弟姉妹の場合は、それぞれが申請することができます。

ただし、申請書は、それぞれが1通となりますので、兄弟姉妹分を1枚にまとめて書くことはできません。

また、添付書類の「預貯金口座の口座番号や口座名義人の読み仮名がわかる書類（預貯金通帳の1ページ目）」についても、それぞれの口座に振込みますので、兄弟姉妹分をまとめることはできません。

なお、「申請書」と「預貯金通帳の1ページ目の写し」以外の添付書類（親が亡くなったことを証する書類（戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）など）については、弟妹の申請書のみ添付していただいて構いません。この場合、兄姉の申請書の余白に、「証明書類は、弟妹（氏名）の申請書に添付している。」旨、記載してください。（ただし、証明いただきたい事実が証明されていない場合は、改めて証明書類を添付していただくこととなります。）

Q22【共通】 来年度から小学生ですが、給付金の申込みとは別に奨学金の申込みが必要ですか？

A

必要です。

奨学金の給付対象は、震災津波による理由により親が死亡し、又は行方不明となっている子どもとしていますが、学校に在籍していることも給付の要件としています。

そのため、学校に在籍していることの証明が必要になりますので、改めて、「奨学金の」給付申請書（いわての学び希望基金奨学金給付申請書（様式第1号））を提出してください。

また、小学校に入学したことにより、入学に係る一時金の給付を受けることもできますので、その旨記載した申請書を提出してください。

なお、進級、進学した場合に継続して奨学金の給付を受けようとする場合は、学校に在籍していることを要件としていることから、在籍していることの報告（いわての学び希望基金奨学金現況報告書（様式第5号））が必要になりますので、忘れずに報告してください。

【関連項目】

「Q26【教委】 申請して給付が決定した後、何か手続きが必要ですか？また、年度が変わった場合の手続きはありますか？」（29ページ）

Q23【共通】 給付金や奨学金の受取り方法はどんな種類がありますか？

A

口座振込のみとなります。

振込ができなかった場合は、御連絡を差し上げますので、正しい口座を御報告ください。

Q24【共通】 給付金や奨学金の受取り口座は、誰の名義でもいいですか？

A

子どもの名義の口座に限ります。

震災津波により親を亡くした子どもの生活や修学を支援するための給付金・奨学金であるため、子ども名義の口座に限らせていただきますので、御理解をお願いします。

Q25【共通】 奨学金の受取りに使う金融機関は、どこでの金融機関でも可能ですか？

A

どこの金融機関でも可能です。

ただし、ゆうちょ銀行については、一般の金融機関とは預金口座の構成が異なりますので、通帳に振込用の口座番号等が記載されているかを確認してください。

また、振込みができないことのないよう、御不明な点は、このQ&Aの表紙の裏面の「問い合わせ先」のそれぞれの担当部局にお問い合わせください。

**Q26【教委】 申請して給付が決定した後、何か手続きが必要ですか？
また、年度が変わった場合の手続きはありますか？**

A

1 給付決定後の手続きについて

申請した年度内は、基本的に手続きは不要です。

ただし、次の表の左欄に掲げる事項に該当する場合は、年度の途中であっても「いわての学び希望基金奨学金異動報告書（様式第5号）」により報告してください。

様式の表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印されたもので報告する場合の添付書類は不要ですが、そうでない場合は次の表の右欄に掲げる書類が必要です。（ただし、（7）の場合は、学校長の証明の有無に関わらず、右欄の書類を提出してください。）

場 合	書 類
(1) 学校を退学、休学、復学又は転学したとき。	その事実を証する書類 ※ 休学及び復学の場合には在籍する学校から、転学の場合には転学先の学校から、退学の場合には在籍した学校からその事実の証明をしてもらってください。
(2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。	なし
(3) (申請者である子どもが) 亡くなったとき。	亡くなったことを証する書類 ※ 戸籍抄本（個人事項証明書）、住民票の除票などで証明してください。
(4) 氏名又は住所を変更したとき。	氏名又は住所を変更したことを証する書類 ※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで氏名が変更されたことを、住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで住所が変更されたことを証明してください。
(5) 保護者が変更になったとき。	新しい保護者との関係を証する書類 ※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで証明してください。

(6) 保護者の住所又は氏名に変更があったとき。	保護者の住所が又は氏名が変更になったことを証する書類 ※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、などで氏名が変更されたことを、住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで住所が変更されたことを証明してください。
(7) 定期金の振込先に異動があったとき。	受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類。 ※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。
(8) 他の都道府県から、この奨学金と同様の給付型の資金等の給付の決定を受けたとき。	他の都道府県から、給付型の資金等の給付を受けることを証する書類 ※ 他の都道府県から通知された給付決定通知書等の写しを添付してください。
(1)から(8)共通	その他教育長が必要と認める書類 ※ 添付された書類で、事実が確認できない場合は、別途教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

※ 上の表の左欄の(1)から(8)までの番号は、様式第5号の「第14第1項該当号」の欄の番号に該当します。

2 年度が変わった場合の手続きについて

年度が変わった場合に継続して給付を受けようとする場合は、「いわての学び希望基金奨学金現況報告書（様式第2号）」の提出が必要です。

奨学金は、震災津波による理由により親を亡くした子どもの修学の支援を目的としていますので、学校に在籍することが絶対要件となります。

そのため、毎年度、学校に在籍していることを御報告いただきます。

Q27【教委】 自宅通学者と自宅外通学者について教えてください。

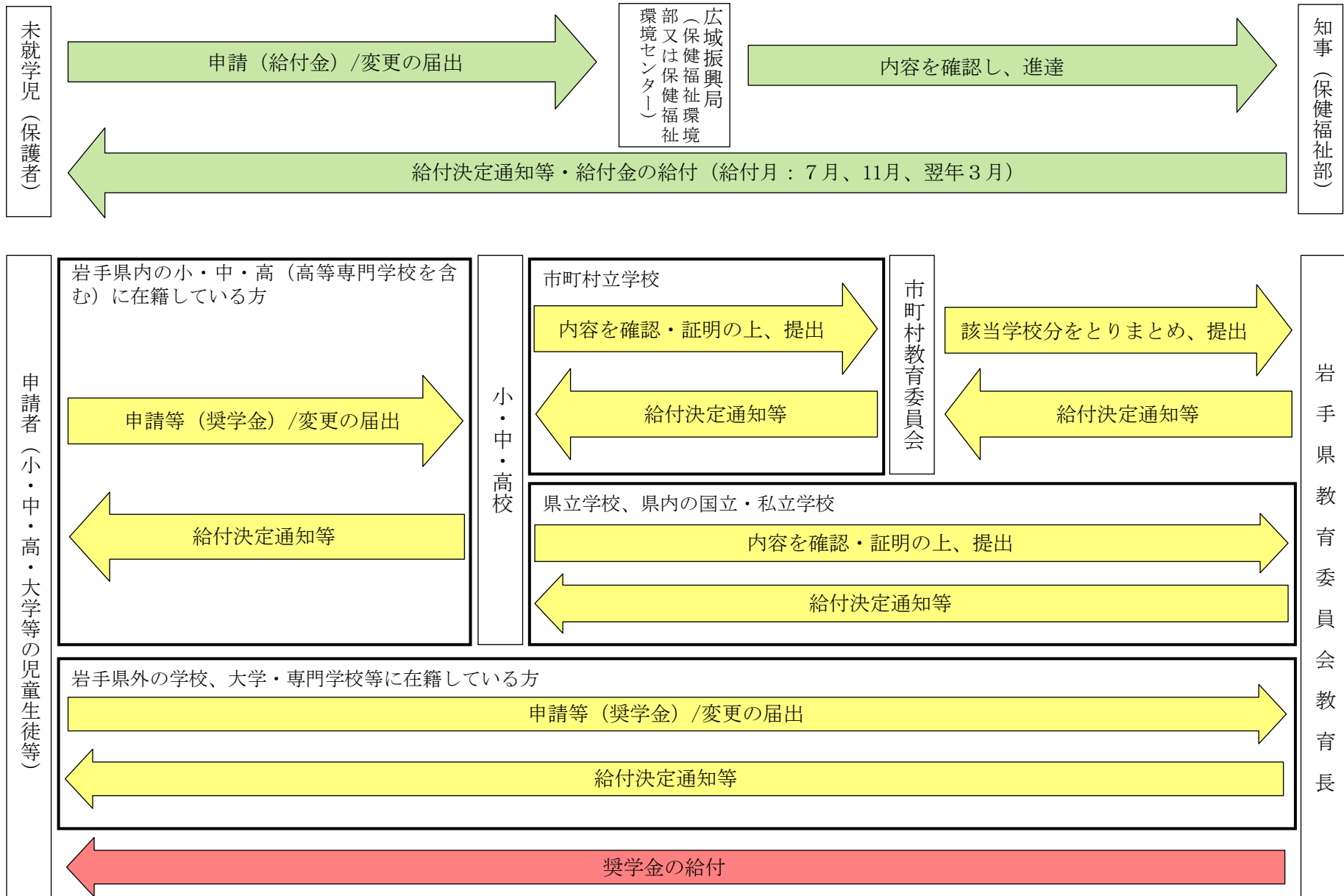
A

自宅通学者と自宅外通学者については、同居者の有無や家賃負担の有無等を総合的に勘案して決定しますが、概ね次の表のとおりとなります。

自宅通学者か自宅外通学者か判断に迷う場合は、お問い合わせください。

自宅通学者 と自宅外通 学者の区分	自宅通学者	自宅外通学者
概 要	自宅で保護者等と居住し、 大学等に通学する者	進学に伴い、保護者等とは 別に住居を構え、大学等に 通学する者
同 居 者	あり（保護者等と同居）	原則なし
家 賃 負 担	なし	あり
住 居 の 例	自宅、兄弟姉妹が住んで いる賃貸借住宅等に転居 、親類宅に間借り等	賃貸借住宅（マンション、 アパートなど）、学生寮、 学生会館等

参考資料 1 【共通】 申請の手続き等のまとめ



参考資料 2 【教委】 学校の区分

学校の区分	小学校相当	中学校相当	高等学校相当	大学相当	大学院相当
基準となる学校	小学校	中学校	高等学校（全日制、定時制、通信制、別科）	高等学校（専攻科） 大学（夜間学部、通信制）	大学院
義務教育学校	前期課程	後期課程			
中等教育学校		前期課程	後期課程（定時制、通信制を含む。）		
特別支援学校	小学部	中学部	高等部	専攻科	
大学				短期大学、別科	専攻科
高等専門学校			高等専門学校（1～3年）	高等専門学校（4～5年、専攻科）	
専修学校（都道府県知事により設置の認可がされたものに限る。）			高等課程（高等専修学校）	専門課程（専門学校）	
			一般課程		
各種学校			各種学校		